

【指定小規模多機能型居宅介護事業所運営規定】

(事業の目的)

第1条 株式会社シンカイが開設する小規模多機能型居宅介護事業所いろどり三郎丸（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 小規模多機能型居宅介護事業所いろどり三郎丸
- 二 所在地 福井市三郎丸1丁目109

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

二 介護支援専門員1名以上

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

三 看護職員1名以上

登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

四 介護従事者（通いサービス）

1日当たりの通いサービス利用者3名又はその端数を増すごとに1名以上事業所における身体介護・生活援助を提供する。

五 介護従事者（訪問サービス）1日当たり1名

登録者の居宅に訪問し、身体介護・生活援助を提供する。

六 介護従事者（宿泊サービス）宿泊サービス利用者に対して1名

宿泊サービス利用者に身体介護・生活援助を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

二 営業時間 24時間

三 サービス提供基本時間

ア 通いサービス 午前6時から午後9時まで

イ 宿泊サービス 午後9時から午前6時まで

ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 5名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

福井市

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよ

うに、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう
心要な援助を行うこととする。

四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、
訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅に
おける生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上
の世話や機能訓練を行う。

二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の
日常生活上の世話や機能訓練を行う。

三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常
生活上の世話や機能訓練を行う。

2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本とし
つつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、
訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生
労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護
が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に
掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一 食事代 朝食495円、昼食665円、夕食665円（利用した場合のみ）

二 宿泊費 1泊につき1,500円

三 おむつ代実費、おやつ代100円、オリゴ糖代50円、洗濯代200円

四 新型コロナウイルス感染症抗原検査実費

五 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。

二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に

連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第14条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 当事業所は、苦情及び苦情に対する対応結果についての記録および保管を行い、事業所内ミーティングにおいて職員に周知を行い、再発防止への意識づけを行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非

常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年1回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第16条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(記録の整備及び公表)

第17条 当事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

一 居宅サービス計画

二 小規模多機能型居宅介護計画

三 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 市町村への通知に係る記録

六 苦情の内容等の記録

七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録

(秘密保持等)

第18条 当事業所並びに当事業所における従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 当事業所は、当事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 当事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や、他の介護サービス事業者等との連携を図る場合、並びにサービス担当者会議等において、その個人情報を用いられる者の同意をあらかじめ文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を提供できるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シンカイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規定は、平成21年10月1日から施行する。
- ・平成21年12月1日内容一部改定
(「登録定員及び利用定員」の変更)
- ・平成22年6月1日内容一部改定
(「登録定員及び利用定員」の変更)
- ・平成24年4月1日内容一部改定
(「事業所名称」の変更)
- ・平成26年4月1日内容一部改定
(「職員の職種、員数及び職務内容」の変更)
(「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
(「記録の整備」の追加)

- (「秘密保持等」の追加)
- ・平成27年4月1日内容一部改定
 - (「登録定員及び利用定員」の変更)
- ・平成28年2月1日内容一部改定
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
- ・2020年4月1日内容一部改定
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
- ・2023年2月1日内容一部改定
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
- ・2024年4月1日内容一部改定
 - (「虐待の防止のための措置に関する事項」の変更)
- ・2024年9月1日内容一部改定
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
- ・2025年1月1日内容一部改訂
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)
- ・2025年5月1日内容一部改訂
 - (「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の変更)

